



### 交通安全共済に 加入しましょう

会員のみなさまが不幸にして交通事故に遭われた場合に見舞金を支給し、お互いに助け合う制度です。

#### ▼加入できるかた

白鷹町に住民登録をしているかた（就学のため町外に住所を有する学生も加入できます）

#### ▼共済会費

一人年額400円（中途に加入される場合も同額です）

#### ▼平成25年度の共済期間

平成25年7月1日～平成26年6月30日まで

#### ▼申込期間と場所

6月17日（月）から6月28日（金）まで、役場1階町民課くらし環境係において申し込みを受付いたします。

（土・日・祝日は除く、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、月曜日は午後7時まで）

7月以降も随時受付いたしますが、共済開始日は受付日以降からとなります。

また、左記のとおり各地区公民館でも受付いたします。

月 日	時 間	会 場
6月22日 (土)	午前 9時00分～10時30分	蚕桑地区公民館
	午前11時00分～12時30分	鮎貝ハーモニープラザ
	午前 1時30分～15時00分	荒砥地区公民館
6月23日 (日)	午前 9時00分～10時30分	東根地区公民館
	午前11時00分～12時30分	十王地区公民館
	午前 1時30分～15時00分	鷹山地区公民館

#### ■問い合わせ

山形県市町村交通災害共済組合白鷹支部事務局 町民課  
くらし環境係 ☎85-6131

### 薬物乱用は絶対にダメ!

◆「合法（脱法）ドラッグ（薬物）」とは、薬物取締法令に触れることなく麻薬等と同様の幻覚作用や快感を高めたりする物質で、人体へ危害を及ぼす恐れがあり大変危険です。

◆目的を偽って販売されています。「合法ハーブ」「お香」「芳香剤」「観賞用植物」「ビデオクリナー」などの名前で販売されていますが、本当のハーブやお香などではありません。

◆意識障害・吐き気・けいれん・呼吸困難・急性中毒・精神錯乱・幻覚・妄想・自己コントロール不能などの人体への害があり、最悪の場合は死亡に至るケースもあります。

●正しい知識と判断力、誘惑に負けない強い意志で決して手を出さないようにしましょう。

#### ■問い合わせ

町民課くらし環境係  
☎85-6131  
長井警察署 ☎84-0110  
白鷹西駐在所 ☎85-2029  
白鷹東駐在所 ☎85-2046

vol.35

# くらしの 101 知識

## 製品を使用する際の事故にご注意ください!

何気なく使っている製品も使い方を間違えると、大変な事故に遭ってしまう事態になりかねません。「取扱説明書」をよく読んで、安全に使用しましょう。

#### 【スライサーでの事故】

刃がセラミック製のスライサーを購入した。たまねぎを切る際、大きいので大丈夫だろうと思い、「安全ホルダー」を使わずに使用したところ、右の親指の先を切ってしまった。（60歳代 男性）

#### 【電気ケトルでの事故】

お湯を沸かしていた電気ケトルのコードに足を引っ掛けて、電気ケトルが落下し、こぼれたお湯で胸と背中にかけてをした。（8歳 女児）

#### 【アドバイス】

スライサーは野菜をスライスするために使用する調理器具です。スライサーは「包丁より簡単に使えるものだ」と思い、誤った使用方法で指先等を削ぎ落してしまうケースが多いため、使用の際は、取扱説明書に従い正しく使いましょう。野菜が小さくなったら、ケガを防止するためにも「安全ホルダー」を適切に使用しましょう。

電気ケトル（必要量を短時間で沸騰させるタイプ）は、電気ポットと違い重量が軽いので、わずかな力でも転倒・落下の危険性が高く、やけどをする事故が起きています。特に小さなお子さんがいるご家庭では、「お湯漏れ防止機能」や「転倒防止機能」のついた、安全性に配慮した製品を選ぶようにしましょう。

#### ■問い合わせ

町民生活相談センター 町民課くらし環境係  
☎85-6131